

1 消防団の課題

1

- 74分団 条例定員3,430人、実数3,190人(令和3年4月現在) 平均年齢43.9歳 数年来団員減少
- 定員数を満たすために、退団後再入団や役職辞任後団員として在籍する等、運営上問題がある。
- 転勤等により分団管轄外に居住しながら在籍する等、団員確保に苦慮
- 人口減少により、消防団の担い手が不足

令和3年6月 消防団長から市長へ要望書提出

- 1 定員数については、団員の活動実態に合わせた適正な規模の協議
- 2 消防団員の生活環境が変化する中、負担軽減等を踏まえ大規模災害団員制度の創設について
- 3 報酬等を含めた処遇改善について

参考:地方交付税算定標準団体換算:55分団2,200人(標準団体15分団、団員数583人)

2 諸課題の整理と検討経過

- 組織等の見直しについて
- 大規模災害団員(機能別団員)の創設

消防委員会で審議
会議形式で2回、書面形式で2回、計4回審
議し、9月21日市長へ答申

消防団の検討案及び消防委員会での審議結果等を踏まえ、消防局において検証

○ 令和4年度の定員について

(1) 消防団が主体的に検討している案

- ・地域実情等を踏まえて中長期的視野で検討した結果、基本団員3,050人

(2) 消防委員会での審議

- ・現状の定員数は、町村合併により拡大、地域実情が根拠となっている。
- ・高齢人口が生産年齢人口を上回る地域があり、団員の担い手そのものが減少
→ 消防団の案を尊重、今後も見直しを要望

(3) 消防局での検証

- ・現状の人口動態、火災発生件数等を勘案
- ・消防団の方面隊制導入による機動力の確保や常備消防体制の充実が図られている。
→ 消防団の案は適当と判断



令和4年4月からの基本団員の定員数を3,050人とする。

○ 令和5年度以降の見直しについて

- ・消防団が適正な運営を行うために、分団統合や定員の見直し等について、共有を図りながら検討を進める。

4 大規模災害団員制度について

(1) 制度化の背景

- ・消防団員の担い手が減少する中、大規模激甚化する自然災害時等が増加しており、活動要員の確保は必要
- ・一方で、定員数維持のため、役職辞任後、団員階級で在籍や本業の多忙、転勤や転居等生活環境の変化後も在籍する等、活動の負担が増加

消防団から、大規模災害時の機能強化と負担軽減のため、機能別消防団員として制度化を要望

(2) 消防委員会の審議

- ・大規模激甚化する自然災害が増加する中、早急に大規模災害団員制度を導入することが適当
- ・大規模災害での活動を踏まえ、経験豊富な団員を対象とすることが望ましい。

(3) 消防局の検証

- ・令和元年東日本台風災害を教訓に、大規模災害時の要員確保は重要
- ・団員数の確保と負担軽減に効果的と判断

令和4年4月 基本団員3,050人 大規模災害団員を含む機能別団員100人 計3,150人体制

1 処遇改善の背景

消防庁長官通知により、年報酬・出動報酬の標準額が示され、来年4月から実施を求められている。

	長野市	国標準額
年報酬	団員階級19,000円 中核市平均 32,834円※R3年4月宇都宮市調査 県下19市平均19,400円※R3年4月県消防課調査	団員階級 36,500円 ※上位の階級は、業務の負荷や職責を勘案し、市町村で定める。
災害出動報酬	出動手当1回2,000円	日額8,000円 ※短時間の活動等については、活動時間や業務の負荷を勘案し、市町村で定める。
支給	・年報酬 → 分団口座 ・災害出動手当 → 個人口座	会計の透明性の観点から、個人へ直接支給とする。

2 消防委員会の審議

- ・長野市独自の報酬体系を抜本的に見直す必要があることから、国の標準額を目安に増額することが適当
- ・国からの要請にもあるとおり、個人への直接支給が適当

3 消防局の検証

- ・士気高揚や平素の活動に対する労苦に報いたために改善は必要
- ・増額に併せ、個人への直接支給が必要

令和4年度から国の標準額に合わせ、個人への直接支給とする。

- ・年報酬額は団員階級36,500円、上位階級については、地方交付税算定基準額と同額とする。
- ・出動報酬額は日額8,000円を基本とし、活動時間や業務の負荷等により報酬額を設定

令和3年 9月30日	部長会議
10月	政策説明会
11月	法規審査委員会 各会派説明
12月	議会 条例・規則改正 債務負担設定(年報酬等)
令和4年 4月	条例・規則施行

条例等改正内容	<p>○長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員数 ・大規模災害団員 ・年報酬額等 ・休団制度 <p>○長野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例</p> <p>○長野市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則</p>
---------	--

消防委員会審議の概要

1 答申までの経過

- (1) 消防団が主体的に検討する組織の見直しについて
団員が減少する中、消防団では、将来にわたり安定した組織体制の維持を目的に、令和3年2月から、各分団で地域特性に応じた組織の見直しに着手
- (2) 令和3年6月消防団長から市長への要望書提出
消防団長から市長へ、定員数等組織の見直し、大規模災害団員の創設、消防庁長官通知に基づく処遇改善等について協議検討を行う要望書提出
- (3) 消防局において、消防団の見直し案を検証すると共に、処遇改善について検討
- (4) 令和3年7月12日消防委員会へ諮問
消防団の組織の見直し及び処遇改善について、市民から意見を伺うため、市長から消防委員会へ諮問。会議方式2回、書面方式2回開催し諮問事項について審議
諮問事項
○「地域の実情を踏まえた、将来にわたり安定した組織体制について」
・定員数と組織の見直しについて ・大規模災害団員制度の導入について
○「処遇改善について」

2 消防委員会答申書の概要

	地域の実情を踏まえた、将来にわたり安定した組織体制について		処遇改善について
	定員数と組織の見直しについて	大規模災害団員制度の導入について	
諮問内容	現在の定員数3,430人に対し、消防団が長期的視点で各地域の確保可能な団員数等を検討した、令和4年度定員数の案について	消防団員の担い手が減少する中、大規模激甚化する自然災害等の対応強化のため、大規模災害団員制度の創設について	消防団員の士気高揚や、日ごろの活動における労苦に報いるため、年報酬額・出勤報酬額のあり方について
委員会での現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数3,430人については、地域の成り立ちや市町村合併の経過が根拠 ・高齢人口が生産年齢人口を上回る地域があり、今後、消防団員の確保はますます難しくなっていくものと予想 ・女性の参画について、多様な視点での活動等、地域の安全安心の確保のために果たす役割は益々高まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年東日本台風災害を踏まえ、避難誘導、安否確認、捜索活動等、多くの人員の機動力が必要。 ・活動域が広範囲にわたり、少人数単位での活動も考えられるため、経験に基づく判断力や対応力が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方交付税算定基準では、本市の消防団員数は、約2,200人。定員数と差があり、年報酬額が中核市平均の水準を下回る一因 ・消防団員は、本業の傍ら、災害発生時には直ちに出勤するための即応体制をとる必要があり、基本給的性格を持つ報酬として、年報酬は支給されるべき
提言	<p>○各地域の消防団の担い手となる生産年齢人口世代の割合は低下するため、地域の実態を考慮しながら、活動に必要な団員数の確保と効率的かつ効果的な分団数とすることが適当。</p> <p>消防団が検討している案は、本委員会と同様の考えであり、様々な視点から検討を深め、今後も見直しを進めていただきたい。</p> <p>その他主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応では、ブロック単位や方面隊単位での補完体制の充実を ・女性や学生の消防団への参画について、生活者の多様な視点を地域における防災分野へ反映する観点から加入促進を ・被雇用者の占める割合が増え、時間の制約や共働き等、家族との時間を削って消防団活動へ参加している団員も多いため、平時の活動については、簡素化を図り、参加のしやすい環境を整えること。 	<p>○消防団員の担い手の不足を踏まえると、長野市においても早急に大規模災害団員制度を導入することが適当。</p> <p>その他主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職辞任後に団員階級で在籍や生活環境(転居、本業の多忙等)の変化により、平常時の消防団活動への参加が困難な団員等、経験豊富な団員や定年退団予定の方々を対象とすることが望ましい。 ・経験豊富な災害対応力を活用いただくことも考慮し、機能別団員の定年は70歳とすることが望ましい。 	<p>○長野市独自の報酬体系を抜本的に見直す必要があることから、なるべく早く年報酬及び出勤報酬を国の標準額を目安に増額することが適当。また、国からの要請にもあるとおり、個人への直接支給が適当。</p> <p>その他主な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年報酬等の財源となる基準財政需要額の基準人員数との差もあることから、社会情勢の変化や、装備の近代化等を踏まえ、段階的な定員数の見直しの検討を ・分団運営費については、現在支給している内容等について、その妥当性等を検証すると共に、他都市の状況等と比較した上で、別途必要額を支給すること。